

議 事 要 旨

■令和元年度 第1回吹田市障がい者施策推進委員会

日 時：2019年（令和元年）8月28日（水）14時～16時

場 所：吹田市役所 全員協議会室

出席者：大山委員、相馬委員、綾部委員、小畑委員、栗田委員、畑中委員、近藤委員、小暮委員、
大江委員、永里委員、高木委員、阪井委員、内藤委員、水谷委員、西村委員、富士野委員、
阪本委員、大谷委員、藤嶋委員、山口委員、米田委員

欠席者：室山委員

傍聴者：5名

次 第：1 委員紹介

2 福祉部長挨拶・職員紹介

3 委員長及び委員長職務代理者の選出

4 案件

（1）第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画
における平成30年度評価について

（2）吹田市障がい者施策推進委員会作業部会の設置について

5 報告

（1）令和元年度（2019年度）障がい福祉関連の事業報告について

（2）令和2年度（2020年度）障がい福祉関連の施策の方向性について

（3）こども発達支援センター事業報告について

会議の経過と要旨

○ 22名中21名出席につき、会は成立

○ 配布資料の確認

○ 次第1 委員紹介等

○ 次第2 福祉部長挨拶等

○ 次第3 委員長及び委員長職務代理者の選出（委員長：大山委員、職務代理者：相馬委員）

(委員長)

それでは次第4 案件(1)について、事務局から説明を。

○事務局から「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画
における平成30年度評価」について説明(資料1)

(委員) 資料1の10ページ 相談支援センターの整備について、
一般の市民への周知、アクセスのしやすさなどにまだ課題があると認識している。

(事務局) 各センターのセンター長と連携し、状況、課題等の情報共有を継続して行っていく。
周知についてはホームページ、広報誌等で定期的に行っていく。

(委員) 障がいのある学生の就職活動における環境は整備が遅れており、一般の学生が参加する
ようなインターンシップの受け入れが障がい者にはない。今後、大学、企業、市が連携してイン
ターンシップを実施してほしい。

(事務局) 一般就労に対する支援は十分ではないと認識している。本件については福祉部門だけで
なく、行政の就労部門、企業、障がい者就業・生活支援センター等と顔の見える関係を構築し、
就労支援に取り組んでいく。

(委員) 資料1の14ページ 福祉サービスの担い手の確保について、
若年層の人材確保は重要であり、特に障がい分野においては若い人が入職していかないと事業を
維持していくことが難しくなる。

奨学金の返済制度、家賃補助制度などを実施している他の自治体もある中で、吹田市も具体的
な施策の展開を早急に検討していかなければならない。

(事務局) 現在実施している研修費等補助制度だけで本課題が解決するとは考えておらず、重層的
な人材確保施策の展開と定着支援が必要と考えている。
今後他市事例を研究しながら進めていく。

(委員) 発達支援保育や学童保育は障がい児にとって重要な受け入れ先であるが、
児童に係る一般施策を策定する「子ども子育て支援事業計画」においては、保育・学童保育の見
込み量、目標値等は障がい児を含めた総数で表されているなど、計画の中で障がい児の利用二
ーズ等に踏み込んでいない内容となっている。次期策定の「障がい児福祉計画」で補完的に補うな
どの整理検討をお願いしたい。

(事務局) 次期の「第2期 子ども子育て支援事業計画」については、来年度に向け現在策定を進めているところであるが、指摘のとおり、障がい児の部分の目標値等について数値で掲げるまでには至っていない。

次期の「第2期 障がい児福祉計画」においては国、大阪府の指針を踏まえ、指摘の点を注視しながら計画策定を進めていきたい。

(委員) 資料1の14ページ「福祉サービスの担い手の確保について」

「(4) 今後の方向性」に若年層の人材確保として大阪学院大学ボランティアグループとの連携を進めていく旨があるが、同様に他大学とも連携を進めてほしい。

(事務局) 本件は平成30年度に発足した大学連携事業の一環であり、一か所ではなくこれをきっかけとして他大学とも連携を広げていきたい。

(委員) 資料1の7ページ「福祉事業所からの一般就労への移行等」について

「(3) 評価」の就労移行支援事業所における一般就労移行率の高低二極化の原因は何か。また、どのように整備を図っていくのか。

(事務局) 開設して間もない事業所については移行率が低い傾向にある。また、どの事業所を利用して質の高いサービスが受けられるよう、支援員のスキルアップを図っていく必要がある。府が実施している就労支援員のスキルアップ研修も活用しながら進めていきたい。

(委員) 資料1の13ページ「重点課題1 福祉サービス事業所の整備」について

重度障害者通所型障害福祉サービス事業補助金の制度組み替えを行い、約5か月が経つ。運営費不足の事業所もあると聞いている。市内事業所に聴き取り等を行うなど、影響調査をしてほしい。また、日中活動系サービス事業所の整備促進の施策もできるだけ早く実施してほしい。

(事務局) 制度組み替えによる影響調査はこれから実施していく。また、整備促進施策についても支援が必要な部分を見極め早急に進めていきたい。

(委員) 資料1の13ページ「重点課題2 就労支援の充実」について、

一般就労に向けた支援については、庁舎内での実習受け入れを実施し、市が率先して支援策を示した方が企業も受け入れやすくなる。また、「今後の方向性」の他市事例の研究については、川崎市が実施している「短時間雇用創出プロジェクト」のように行政主導で短時間雇用を創出しているような事例もあるので参考にしながら進めてもらいたい。

(事務局) 北摂他市の事例や、関係機関、当事者等の意見を伺いながら吹田市としてどのような形が最適かを検討していく。

(委員) 居宅系サービスの整備が進まない背景として国の報酬単価の問題がある。

グループホーム（共同生活援助）についても、多くの介助を必要とする障がい者に対しては多くの人員配置している状況にあり、運営が続けられない事業所もある。

国の制度だけで至らない部分については市独自の支援が必要である。

(事務局) グループホームについては平成5年から市単独の補助金を交付している状況である。

事業所へのヒアリング等で、苦しい運営状況であることは聞いている。国の介護報酬で至らない部分については市として支援できる部分がないか検討していく。

(委員長)

それでは次の次第4 案件(2)に移る。

吹田市障がい者施策推進委員会規則の第6条第1項に「部会を置くことができる」とあり、同条第2項では「部会に属するべき委員は委員長が指名する」との規定がある。

今回の施策推進委員会委員の改選により、部会の設置、部会委員の指名について、事務局はどのように考えているか説明を。

(事務局)

○「吹田市障がい者施策推進委員会作業部会の設置について」(資料2)に沿って説明

- 来年度は次期計画(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)の策定年度となっている。策定にあたっては、障がい当事者や障がい福祉事業従事者の委員の意見を伺いながら進めていきたいと考えており、作業部会の設置をお願いしたい。
- 作業部会委員の指名については、福祉サービスの整備を考えていくにあたり、障がい者支援の現場と、事業所の運営に精通している4号委員(委員名簿:市内において障がい者の福祉に関する事業に従事する者)の6名をお願いしたい。
- 当事者の意見も聴く必要があると考えており、3号委員(委員名簿:障がいを有する市民又はその家族)にも適宜、意見を伺いながら進めていきたい。

(委員長) 事務局の提案に対し何か意見はあるか。

(委員) 規則の第7条では「必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。」という規定がある。当事者意見にあたっては、委員以外の当事者にも幅広く意見を聴いてもらいたい。

(委員長) 作業部会の委員については事務局の提案どおり4号委員の6名を指名する。

(委員長) それでは次の次第5 報告(1)に移る。事務局より説明を。

(事務局)

○「令和元年度(2019年度)障がい福祉関連の事業報告について」(資料3)資料説明

(委員) 資料3 5ページの相談件数実績について

センターによって相談件数に大きな差があり、相談の多いセンターを運営している事業所では独自に増員体制を取って対応していると聞いている。今後委託費の増額等の見直しは検討しているか。

(事務局) 一度5年間の長期契約を結んだ形ではあるが、千里NTでは契約内の金額で想定した業務量を超えてきており、現在の委託費でよいのか検討している。

(委員) 障がい者の相談支援体制については基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、指定特定相談支援事業所等があり、相談の種別が分かりにくく、利用者、相談員に混乱が生じているように思う。

また、今回相談支援事業の拡充(資料3 3ページ)で相談支援専門員の増員を打ち出しているところであるが、指定特定相談支援専門員は、現在一定の経験年数のある職員が多く、世代交代が進んでいるところであり、ケース引き継ぎ等に非常に労力を要している現状がある。この点も考慮し、支援を進めてほしい。

(事務局) 障がい者のサービス利用にあたってはできるだけ特定計画相談を利用してもらいたいと考えており、国の報酬が十分ではない現状であるので、利用者、事業者の意見も伺いながら計画相談支援事業所の整備を行っていききたい。

(委員長) それでは次の次第5 報告(2)に移る。事務局より説明を。

(事務局)

○「令和2年度(2020年度)障がい福祉関連の施策の方向性について」(資料4)資料説明

(委員) 資料4 2ページ 【拡充】1.障害者基幹相談支援センター事業に関連して、障がい者だけではなく働く側のための相談窓口があってもよいのではないかと。

利用者との関係がうまくいかず辞めていくヘルパーが多い。事業所内だけで解決できないような場合に相談できる窓口があればよいと思う。

(事務局) 自宅を訪問するヘルパーの中には、プレッシャーや不安を強く感じているという声は行政にも届いており、こういった不安を解消しないと福祉人材の定着は実現できないと認識している。働きやすい職場を実現するための支援策を検討していきたい。

(委員) 同じく【拡充】に関連して、障がい者差別解消条例や手話言語条例制定の要望が市に出されていると思うが、検討をお願いしたい。

(事務局) これまで関係団体と協議し、市の方針として示しているとおり、障害者基本法、障害者差別解消法の枠組みの中で施策を推進していく方針であり、現在のところ制定の予定はない。

(委員) 同じく【拡充】3コミュニケーション支援事業に関連して、災害時をはじめとして、障がい者が容易に必要な情報にアクセスできるような環境を整備してほしい。また、最近「読書バリアフリー法」も施行されたところであるが、様々な媒体への情報アクセス環境についても整備してもらいたい。

(事務局) まず、差別解消や合理的配慮への取り組みとして今年度は市職員向けの庁内会議と外部向けの推進会議の設置を準備しているところである。そのような場を通して、コミュニケーション支援を含め、社会全体で配慮がなされるような環境整備を室として進めていきたい。

(委員長) それでは次の次第5 報告(3)に移る。事務局より説明を。

(事務局)

○「こども発達支援センター事業報告について」(資料5) 資料説明

(委員長)

最後にその他として事務局から連絡を。

(事務局)

- 次回(令和元年度第2回)の委員会開催は令和2年(2020年)1月31日(金)14時から16時までを予定している。
- 中核市移行による社会福祉審議会の設置に伴い、本委員会を社会福祉審議会専門分科会として位置付け、再編成を行うことは次第5 報告(2)(資料4)で説明した通りであるが、委員任期についても、障がい(児)福祉計画の期間に合わせ、現在の「2年」から「3年」へ見直しを行う予定である。

(委員長)

では、以上で閉会とする。